

広島市立大学キャリアセンター規程

平成26年 3 月 28 日

規 程 第 1 号

(趣旨)

第 1 条 この規程は、広島市立大学学則（平成22年公立大学法人広島市立大学学則第 1 号）第 6 条第 2 項の規定に基づき、広島市立大学キャリアセンター（以下「キャリアセンター」という。）に関し必要な事項を定めるものとする。

(分掌事務)

第 2 条 キャリアセンターは、次に掲げる業務を所掌する。

- (1) キャリア形成支援に関すること。
- (2) 就職支援に関すること。
- (3) 前 2 号に掲げるもののほか、キャリアセンターの運営に関すること。

(組織)

第 3 条 キャリアセンターに、次の職員を置く。

- (1) キャリアセンター長
- (2) キャリアセンター次長
- (3) キャリアアドバイザー
- (4) 事務職員その他必要な職員

(センター長)

第 4 条 キャリアセンター長は、学長が指名し、理事長が任命するものとする。

- 2 キャリアセンター長は、キャリアセンターの運営をつかさどる。
- 3 キャリアセンター長の任期は、2 年とし、再任を妨げない。ただし、キャリアセンター長の任期の末日は、当該キャリアセンター長を任命する理事長の任期の末日以前でなければならない。
- 4 キャリアセンター長が辞任したとき、又は欠けたときの後任者の任期は、前任者の残任期間とする。

(委任)

第 5 条 この規程の施行に関し必要な事項は、キャリアセンター長が就職・キャリア形成支援委員会に諮って定める。

附 則

この規程は、平成26年 4 月 1 日から施行する。